

# 告 示

## 埼玉県告示第千百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

四阿屋山特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域（面積百八十五・三ヘクタール）

### 三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器